

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(循環型社会の形成に資するものとして規則で定める施設に係る課税の免除)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める施設とは、次の各号のいずれかに該当する焼却施設であつて、当該焼却施設で焼却処理を行っている事業者からの申請に基づき、あらかじめ課税地を所轄する県税・総務事務所の長（以下「所長」という。）が承認した施設とする。

- (1) 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として、焼却処理を行う事業者自らの製品が製造されている焼却施設
- (2) 産業廃棄物を焼却処理する際に発生する熱が回収され、製品の製造に必要とされる処理の工程に利用されている焼却施設
- (3) 産業廃棄物を焼却処理する際に発生する熱が回収されることにより発電が行われ、発生した電気を自らの事業所内で利用して、なお余剰となる電力が売却されている焼却施設

2 前項の規定により課税免除の承認を申請しようとする者は、産業廃棄物税課税免除対象施設承認申請書（別記様式第1号）に、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証明するに足る書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税課税免除対象施設承認（不承認）通知書（別記様式第2号）によって通知しなければならない。

4 前項の規定による承認を受けた焼却施設が、第1項に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該承認を受けた者は、その該当しなくなった日から起算して5日以内に産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書（別記様式第3号）を所長に提出しなければならない。

5 所長は、前項の届出書が提出されたとき、又は第3項の規定により承認した施設が、第1項に掲げる要件に該当しないと認めるときは、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除対象施設承認取消通知書（別記様式第4号）により承認を取り消すものとする。

(公益上その他の事由により課税が不適當なものとして規則で定める搬入に係る課税の免除)

第3条 条例第4条第2号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる搬入とする。

- (1) 天災その他の災害により排出された産業廃棄物の焼却施設（第2条第1項各号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は最終処分場への搬入
- (2) 法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入
- (3) 次に掲げる要件のすべてに該当し、産業廃棄物税を課税することにより、地域経済に重大な影響を与えると認められる産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入であって、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下この号において「対象事業者」という。）からの申請に基づき、あらかじめ所長が承認した搬入
 - ア 対象事業者が自らの製品を製造する過程において、継続的に排出される同一種の産業廃棄物（以下この号において「特定産業廃棄物」という。）であること。
 - イ 対象事業者が排出する特定産業廃棄物について有効な排出抑制方法及び再生利用方法が確立していないと認められること。
 - ウ 対象事業者の製品と競合する製品を製造している事業者が排出する特定産業廃棄物について、他の地方公共団体において産業廃棄物に関する税を課税していないこと。

2 前項第3号の規定により課税免除の承認を申請しようとする者は、産業廃棄物税課税免除承認申請書（別記様式第5号）に、同号に掲げる要件に該当することを証明するに足る書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税課税免除承認（不承認）通知書（別記様式第6号）によって通知しなければならない。

4 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認があった日以降に、第1項第3号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったときは、その要件に該当しなくなった日から起算して5日以内に産業廃棄物税課税免除事由消滅届出書（別記様式第3号）を所長に提出しなければならない。

5 所長は、前項の届出書が提出されたとき、又は第1項第3号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めたときは、遅滞なく、産業廃棄物税課税免除承認取消通知書（別記様式第7号）により承認を取り消すものとする。

(換算して得た数値)

第4条 条例第5条第2項の規則で定めるところにより換算して得た数値は、次の表の左欄に掲げ

る産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数（産業廃棄物の体積1立方メートル当たりのトン数をいう。以下同じ。）を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た数値とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に規定する燃え殻をいう。）	1.14
2 汚泥（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する汚泥をいう。）	1.10
3 廃油（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃油をいう。）	0.90
4 廃酸（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃酸をいう。）	1.25
5 廃アルカリ（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃アルカリをいう。）	1.13
6 廃プラスチック類（廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する廃プラスチック類をいう。）	0.35
7 紙くず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に規定する紙くずをいう。）	0.30
8 木くず（廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずをいう。）	0.55
9 繊維くず（廃棄物処理法施行令第2条第3号に規定する繊維くずをいう。）	0.12
10 動物又は植物に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
11 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物（廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。）	1.00
12 ゴムくず（廃棄物処理法施行令第2条第5号に規定するゴムくずをいう。）	0.52
13 金属くず（廃棄物処理法施行令第2条第6号に規定する金属くずをいう。）	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃棄物処理法施行令第	

2条第7号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。)	1.00
15 銧さい（廃棄物処理法施行令第2条第8号に規定する銧さいをいう。）	1.93
16 コンクリートの破片その他これに類する不要物（廃棄物処理法施行令第2条第9号に規定する工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。）	1.48
17 動物のふん尿（廃棄物処理法施行令第2条第10号に規定する動物のふん尿をいう。）	1.00
18 動物の死体（廃棄物処理法施行令第2条第11号に規定する動物の死体をいう。）	1.00
19 ばいじん（廃棄物処理法施行令第2条第12号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。）	1.26
20 廃棄物処理法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	1.00

（特別徴収義務者としての登録等）

第5条 条例第10条第1項の規定による申請は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書（別記様式第8号）によってしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項及び第15条第1項の規定による知事の許可に係る許可証の写し

（2） 焼却施設又は最終処分場の見取図

3 所長は、条例第10条第2項の規定による特別徴収義務者としての登録を行ったときは、産業廃棄物税特別徴収義務者登録通知書（別記様式第9号）によって特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 条例第10条第2項の産業廃棄物税特別徴収義務者証（以下「特別徴収義務者証」という。）の様式は、別記様式第10号によるものとする。

5 条例第10条第5項の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書（別記様式第11号）によってしなければならない。

6 条例第10条第6項の規定による届出は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届（別記様式第12号）によってしなければならない。

(特別徴収義務者証を紛失した場合の措置等)

第6条 条例第10条第2項の規定により特別徴収義務者証の交付を受けた者は、当該特別徴収義務者証を紛失し、又は著しく破損し、若しくは汚損したときは、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書(別記様式第13号)を所長に提出し、特別徴収義務者証の再交付を受けなければならない。

2 所長は、前項の申請書を受理し、紛失又は破損若しくは汚損の事実を確認したときは、遅滞なく、特別徴収義務者証を再交付しなければならない。

(納入申告書の様式)

第7条 条例第11条第1項の納入申告書の様式は、産業廃棄物税納入・納付申告書(別記様式第14号)によるものとする。

(担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとする。

2 条例第12条第1項の規定により徴収猶予の担保を提供する者は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定による担保の提供手続を行うほか、担保提供書(宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号。以下「県税規則」という。)別記様式第17号)を所長に提出しなければならない。

3 所長は、条例第12条第1項の規定により担保を徴した後当該担保の必要がなくなったため、当該担保の全部又は一部を解除する場合は、担保解除通知書(県税規則別記様式第20号)によって、当該担保の提供者に通知しなければならない。

(徴収猶予に係る申請及び通知)

第9条 条例第12条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税徴収猶予申請書(別記様式第15号)によるものとする。

- 2 所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税徴収猶予承認（不承認）通知書（別記様式第16号）によって通知しなければならない。
- 3 所長は、条例第12条第3項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の3の規定により徴収猶予を取り消したときは、産業廃棄物税徴収猶予取消通知書（別記様式第17号）によって通知しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請及び通知）

第10条 条例第13条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請書（別記様式第18号）によるものとする。

- 2 条例第13条第4項の規定による通知は、産業廃棄物税徴収不能額等還付（納入義務免除）申請に対する決定通知書（別記様式第19号）によって行うものとする。

（納付申告書の様式）

第11条 条例第14条第1項の納付申告書の様式は、産業廃棄物税納入・納付申告書（別記様式第14号）によるものとする。

- 2 条例第14条第3項の修正申告書の様式は、産業廃棄物税修正申告書（別記様式第20号）によるものとする。

（減免の手続）

第12条 条例第15条第2項の申請書の様式は、産業廃棄物税減免申請書（別記様式第21号）によるものとする。

- 2 所長は、前項の申請書を受理した場合において、その承認の適否を決定したときは、産業廃棄物税減免承認（不承認）通知書（別記様式第22号）によって通知しなければならない。

（焼却施設又は最終処分場の設置等の届出書）

第13条 条例第16条第1項の届出書の様式は、焼却施設・最終処分場設置等届出書（別記様式第23号）によるものとする。

- 2 条例第16条第2項の規定による届出は、焼却施設・最終処分場届出事項変更届出書（別記様式第24号）によってしなければならない。
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法第15条第1項の規定による知事の許可に係る許可証の写し
- (2) 焼却施設又は最終処分場の見取図

(更正及び決定に関する通知書)

第14条 条例第17条の通知書の様式は、産業廃棄物税更正・決定（加算金決定）通知書（別記様式第25号）によるものとする。

(帳簿の記載事項)

第15条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付者は、次に掲げる事項を焼却施設又は最終処分場ごとに、産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載するものとする。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の種類及び重量
- (3) 産業廃棄物の体積（当該産業廃棄物の重量の測定が困難な場合に限る。）
- (4) 条例第4条、第15条又は条例附則第5項の規定の適用の有無
- (5) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(賦課徴収)

第16条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。この場合において、県税規則第1条中「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）」とあるのは「宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。）及び宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」と、県税規則第16条第2項中

「(6) 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」とあるのは、

「(6) 法第144条の30第1項及び第144条の31第1項、第4項若しくは第5項の規定によって、返還された軽油及び免税の用途に供した軽油に対応する軽油引取税に係る徴収金を還付する場合又は条例第59条の3の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合

(7) 宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）第13条第1項の規定によって産業廃棄物税に係る徴収金を還付する場合又は同条例第13条第3項の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合」とする。

2 この規則に定める様式のほか、所長は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則に定める様式に必要な補正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

2 第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項及び第3項に規定する課税の免除に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(条例附則第5項で規定する産業廃棄物)

3 条例附則第5項の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。

- (1) 汚泥
- (2) 廃酸
- (3) 廃アルカリ

(液状の産業廃棄物に係る課税標準の特例等)

4 前項の産業廃棄物を焼却施設に搬入する場合における産業廃棄物税の課税標準は、水分に相当する重量を控除した重量とする。

5 前項の規定による水分に相当する重量の控除の適用を受けようとする事業者は、条例第3条第1号の搬入を行う場合にあっては、条例第11条第1項の表の左欄に掲げるそれぞれの期間における最初の搬入のときに、特別徴収義務者に対して、附則第3項各号に掲げる産業廃棄物に係る水分相当の重量を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(以下、様式は略)